

第30号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項第1号中「306,900円」を「410,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。